



注釈 風俗営業法

元警察庁生活安全局長 辻 義之 監修
九州管区警察局長 大塚 尚 著

■ A5判 ■ 上製 ■ 936頁

定価 8,800 円 (本体 8,000 円 + 税10%)

ISBN978-4-8037-0725-0 C3032

本書のポイント

風営法逐条解説書の決定版！ 法令解釈から社会実態の考察まで内容充実！
 条文ごとに、まず「概要」としてポイントを簡潔にまとめ、その後の「注釈」で条文の趣旨・解釈・運用を順序立てて詳細に解説。大衆文化としての側面からも考察を加えた画期的な書。

警察職員等の実務家を始め、風俗営業等に携わる関係者の必携書！
 実務上の細かな論点まで取り上げ、裁判例・国会議事録も多数掲載・引用し、下位法令・関連法令を含めて解説。風営法の正しい理解に資する、実務家の必携書。

違反の効果が一読して分かる紙面構成で運用を効率的にサポート！
 各義務規定の解説ページで、義務に違反した場合の行政処分の有無・種別や、罰則の有無・内容が一読して把握できるようにしており、利便性抜群！

内容見本

第2章 風俗営業の許可等

(営業の許可)

第3条 風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種類（前条第1項各号に規定する風俗営業の種類をいう。以下同じ。）に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 公安委員会は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、前項の許可に条件を付し、及びこれを要することができる。

1 風俗営業は、健全に営まれれば国民に恵みと娯楽を与える有益な営業であるが、業務が不適正に行われると風俗上の問題を惹起するおそれがあることから、法律をもってあらかじめ一律に禁止した上で、一定の要件を満たすに限り、都道府県公安委員会の判断により禁止を解除するという

128 第2章 風俗営業の許可等

4 許可には条件が附加されることがある（本条2項）。条件違反は許可の取消し又は営業停止命令の対象となる（法36条）。

5 許可を受けた者には、一定の遵守事項等を守るべき義務が生じる（法12条～24条）。

6 許可の基準は法4条に、許可の手続は法5条に、それぞれ定められている。本条の許可に更新制度はない。

7 本条に基づく許可又は不許可は行政処分であり、行政手続法上は「申請に対する処分」に当たる。不服がある者は、行政争訟法の手続を利用して争うことができる。

注釈

1 風俗営業の許可

(1) 風俗営業の許可は、営業の種類別

ア 風俗営業の許可は、風俗営業の種類別の風俗営業を営もうとする場合には受けなければならない。また、法は、

132 第2章 風俗営業の許可等

うな者を営業者として扱うことは疑問がある。この裁判例は民事であるが、少なくとも行政実務上は、誰が営業者であるかについて慎重な判断が必要であろう。

3 風俗営業の種類

(1) 「風俗営業の種類」とは、法2条1項1号から5号までに規定する風俗営業の種類をいう。いわば条文上のカテゴリー区分である。

(2) 実務上は「営業の種類」が営業許可証に記載されるが^①（解釈運用基準12-14）、これと風俗営業の種類は異なる。

種別	営業の区分（法2条1項）	営業の種類
1号	待合、料理店、科学等の和風の営業 キャバレー、カフェ、クラブ等の和風 以外の営業	料理店 社交飲食店
2号		既開飲食店 区画飲食店 マージャン店 パチンコ店等 その他遊技場 ゲームセンター等

事項索引・判例索引付き!

事項索引

A～Z	え		
えスポーツ	48	営業延長許容地域	278
JRビジネス	119, 120	営業禁止区域	458
		営業禁止地域	459
アダルトグッズ	86, 115, 691	営業所	18, 129, 132, 161, 168, 185
アダルトコーナー	114, 691, 693	営業所	設置許容地域
		の増改築	135

判例索引

大審院、最高裁判所

大判大4・10・16明録21・1632	46
大判大13・2・9明録3・95	46, 374
大判昭4・2・18明録8・72	36
最判昭24・7・9明録3・8・1213	791
大判昭25・11・22明録4・11・2380	42



目次裏面参照▶▶▶

第 1 章 総 則

- 第 1 条 (目的)
第 2 条 (用語の意義)

第 2 章 風俗営業の許可等

- 第 3 条 (営業の許可)
第 4 条 (許可の基準)
第 5 条 (許可の手續及び許可証)
第 6 条 (許可証等の掲示義務)
第 7 条 (相続)
第 7 条の 2 (法人の合併)
第 7 条の 3 (法人の分割)
第 8 条 (許可の取消し)
第 9 条 (構造及び設備の変更等)
第 10 条 (許可証の返納等)
第 10 条の 2 (特例風俗営業者の認定)
第 11 条 (名義貸しの禁止)

第 3 章 風俗営業者の遵守事項等

- 第 12 条 (構造及び設備の維持)
第 13 条 (営業時間の制限等)
第 14 条 (照度の規制)
第 15 条 (騒音及び振動の規制)
第 16 条 (広告及び宣伝の規制)
第 17 条 (料金の表示)
第 18 条 (年少者の立入禁止の表示)
第 18 条の 2 (接客従業者に対する拘束的行為の規制)
第 19 条 (遊技料金等の規制)
第 20 条 (遊技機の規制及び認定等)
第 21 条 (条例への委任)
第 22 条 (禁止行為)
第 23 条 (遊技場営業者の禁止行為)
第 24 条 (営業所の管理者)
第 25 条 (指示)
第 26 条 (営業の停止等)

第 4 章 性風俗関連特殊営業等の規制

第 1 節 性風俗関連特殊営業の規制

第 1 款 店舗型性風俗特殊営業の規制

- 第 27 条 (営業等の届出)
第 27 条の 2 (広告宣伝の禁止)
第 28 条 (店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)
第 29 条 (指示)
第 30 条 (営業の停止等)
第 31 条 (標章のはり付け)

第 2 款 無店舗型性風俗特殊営業の規制

- 第 31 条の 2 (営業等の届出)
第 31 条の 2 の 2 (広告宣伝の禁止)
第 31 条の 3 (接客従業者に対する拘束的行為の規制等)
第 31 条の 4 (指示等)
第 31 条の 5 (営業の停止等)
第 31 条の 6 (処分移送通知書の送付等)

第 3 款 映像送信型性風俗特殊営業の規制等

- 第 31 条の 7 (営業等の届出)
第 31 条の 8 (街頭における広告及び宣伝の規制等)
第 31 条の 9 (指示等)
第 31 条の 10 (年少者の利用防止のための命令)
第 31 条の 11 (処分移送通知書の送付等)

第 4 款 店舗型電話異性紹介営業の規制

- 第 31 条の 12 (営業等の届出)
第 31 条の 13 (店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等)
第 31 条の 14 (指示)
第 31 条の 15 (営業の停止等)
第 31 条の 16 (標章のはり付け)

第 5 款 無店舗型電話異性紹介営業の規制

- 第 31 条の 17 (営業等の届出)
第 31 条の 18 (街頭における広告及び宣伝の規制等)
第 31 条の 19 (指示等)
第 31 条の 20 (営業の停止)
第 31 条の 21 (処分移送通知書の送付等)

第 2 節 特定遊興飲食店営業等の規制等

第 1 款 特定遊興飲食店営業の規制等

- 第 31 条の 22 (営業の許可)
第 31 条の 23 (準用)
第 31 条の 24 (指示)
第 31 条の 25 (営業の停止等)

第 2 款 深夜における飲食店営業の規制等

- 第 32 条 (深夜における飲食店営業の規制等)
第 33 条 (深夜における酒類提供飲食店営業の届出等)
第 34 条 (指示等)

第 3 節 興行場営業の規制

- 第 35 条 (興行場営業の規制)

第 4 節 特定性風俗物品販売等営業の規制

- 第 35 条の 2 (特定性風俗物品販売等営業の規制)

第 5 節 接客業務受託営業の規制

- 第 35 条の 3 (受託接客従業者に対する拘束的行為の規制等)
第 35 条の 4 (指示等)

第 5 章 監 督

- 第 36 条 (従業者名簿)
第 36 条の 2 (接客従業者の生年月日等の確認)
第 37 条 (報告及び立入り)

第 6 章 雑 則

- 第 38 条 (少年指導委員)
第 38 条の 2
第 38 条の 3
第 38 条の 4 (風俗環境保全協議会)
第 39 条 (都道府県風俗環境浄化協会)
第 40 条 (全国風俗環境浄化協会)
第 41 条 (聴聞の特例)
第 41 条の 2 (行政手続法の適用除外)
第 41 条の 3 (国家公安委員会への報告等)
第 42 条 (飲食店営業等の停止の通知)
第 43 条 (手数料)
第 44 条 (風俗営業者の団体等)
第 45 条 (警察庁長官への権限の委任)
第 46 条 (方面公安委員会への権限の委任)
第 47 条 (経過措置)
第 48 条 (国家公安委員会規則への委任)

第 7 章 罰 則

- 第 49 条
第 50 条
第 51 条
第 52 条
第 53 条
第 54 条
第 55 条
第 56 条
第 57 条

事項索引

判例索引

FAX でのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

* 注 積 風 俗 営 業 法

合 計

部

ご所属名	庁	道府県
		(署・隊・課)

ご担当者名

(TEL :

)

係 名	氏 名

係 名	氏 名

(ご記入いただいた個人情報は、購入申込み及びそれに伴うご連絡・弊社図書ご案内に利用させていただきます。)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2

TEL:03-3291-1561(代表) <https://tachibanashobo.co.jp>